

# 青山保育園市役所北分園のしおり(重要事項説明書)

〈R3年度入園版〉

## 1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 白鳥会
代表者氏名	理事長 西川 全彦
所在地	姫路市六角204番地
電話番号	079-266-0425

## 2 青山保育園 市役所北分園の概要

名称	青山保育園 市役所北分園
所在地	姫路市三左衛門堀西の町33
電話番号	079-2280-5407
施設長氏名	西川 八寿子
開設年月日	平成22年4月
利用定員	2号認定子ども(保育認定) 8人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:14人 1・2歳:23人
本園の基本理念・方針	<p>【保育理念】</p> <p>社会福祉法人白鳥会の運営する青山保育園は、児童福祉法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のための知識の習得と向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発するものである。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安心して預けられる保育サービス 保護者から信頼され、保護者の気持ちができる保育園</li><li>・子どもが主役 子ども達の心がわかり、子ども達から好かれる保育園</li><li>・地域社会への貢献 地域の人々から愛され、地域の人々の援助ができる保育園</li></ul>

## 3 施設の概要

敷地 面積	438.47㎡
建物	・鉄筋コンクリート造屋根2階建て 延べ床面積358.47㎡

主に使用する施設の 内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積 95.22㎡ ・保育室 2室 面積 70.99㎡ ・園庭 面積 57.00㎡ ・調理室 面積 14.78㎡ ・医務室 面積 職員室の一部
設備の種類	冷暖房 有り

#### 4 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

##### 【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後4時(8時間)
延長保育	午後6時～午後7時まで (別途追加料金あり) 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時～午後8時・午後4時～午後6時
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

#### 5 職員体制 (令和3年2月1日現在)

職名	人数
園長	1人
主任保育士	0人
保育士	11人
調理員	1人
嘱託医(たまきこどもクリニック 玉置 依子医師)	1人
嘱託歯科医(勝谷歯科医院 勝谷芳文医師)	1人

#### 6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 おめでとう会 内科検診
5月	
6月	歯科検診
7月	七夕会
8月	プール開き

9月	運動会
10月	動物園遠足
11月	内科検診
12月	クリスマス会
1月	おもちつき たこあげ
2月	豆まき 音楽会
3月	お別れ遠足 お別れ会 修了式

## 7 給食について

給食の方針	<p>全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めています。</p> <p>提供にあたっては、子どもの発育状況・健康状態等を調理・配膳等各場を担当する職員全てが把握した上で、個々に必要な量を提供しています。</p> <p>また、食育についての計画を策定し、「食への興味・関心・意欲」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材を育て、調理してくれた人への感謝の気持ち、食べ物を大切にすることを育みます。</p>
昼食・おやつ	<p>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p> <p>おやつは、手作りおやつを週5日提供しております。</p>
アレルギー等への対応	<p>医師の指示書を提出してください。個別に担任・給食担当との面談の上、指示書に基づき園で除去食・代替食の対応を致します。</p> <p>除去食票を用い、誤配膳を防止するほか、周知徹底を図っています。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。</li> <li>・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。</li> </ul>

## 8 保護者と保育園の連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。また、普段と様子が違う等気になる事がある場合には、口頭でお話もさせていただきたいと考えております。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していることなど、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。園の様子もお伝えさせていただくと共に、園でも行える事は一緒に挑戦していきます。
- (3) 毎月1回、園だより・食育だより・クラスだよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項、子どもたちの様子などをお知らせします。

## 9 健康診断について

- (1) 入園時及び年2回、嘱託医が健康診断を、年1回、嘱託歯科医が歯科健診を実施します。結果について、お知らせを配布しご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

## 10 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 登園は9時30分までをお願いします。

- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、7時から9時30分までに電話でご連絡ください。
- (3) 通常降園は16時00分までのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる時には、必ず電話連絡をお願いします。
- (4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- (5) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師の登園許可が出てから登園し、感染症経過報告書を記入してください。
- (6) 熱が37℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、37℃を超えた場合、事前連絡をさせていただき、37.5℃でお迎えの連絡をさせていただきます。
- (7) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。出来る限り園に来て頂いて保護者の方が薬を飲ませたり、塗り薬を塗られたりするか、医師に相談の上、朝晩のみの処方に変えていただきますよう、お願いします。
- (8) 万が一、園内で怪我があった場合、園から病院へ行く際、保険証並びに乳幼児医療受給者証を使いますので、入園時にコピーをいただきます。

#### 1 1 賠償責任保険の加入

- ・施設・施設業務 1事故につき 10億円 1名につき2億円
- ・生産物(給食) 1事故につき 10億円 1名につき2億円

#### 1 2 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 1 3 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成26年4月策定、届出済
防火管理者	寺脇 由希子(資格:甲種防火管理者)
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	県警ホットライン、自動鍵、防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	青山保育園市役所北分園園庭 運河公園

#### <気象警報発令時の対応について>

- ・気象状況、その他で急遽自由登園、緊急降園になることがあります。

#### 1 4 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

・相談・苦情解決責任者 西川 八寿子（園長）

・相談・苦情受付担当者 川尻 千絵（保育士）

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

・村上 いずみ 連絡先：080-2537-6848

・山羽 小百合 連絡先：079-273-8063

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

#### 1 5 個人情報の保護について

(1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。

(2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

・転園の際、必要があれば他の施設との連絡調整

・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供

以上に関しましてご理解お願い致します。

## 16 保護者負担について

### (1)入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料:認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
- ② 3歳児の副食費 月額4500円(令和元年度10月より)
- ③ 延長保育料(2号認定・3号認定) 3500円

【短時間保育の方】前延長保育料・後延長保育料 1000円

### ④ 実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・制服代・体操服・かばん代(2歳以上児):15,000円～(購入枚数・サイズにより差有り)、
- ・保護者会費:月額500円
- ・絵本代 :月額390円～440円程度
- ・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

(3)上記①の保育料は、4月分から口座からの引き落としとします。

(4)その他の負担額は集金します。

(5)負担金を領収した場合は、集金袋に領収印を押す又は領収書を発行します。

(5)上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

3歳児以上児の主食(米飯)、おむつ、ハンカチ、タオル、エプロン、お昼寝布団、哺乳びん、上靴等